



令和元年度 第2回

東海村村長定例記者会見資料

日時：令和元年8月30日（金）

午前10時30分から11時30分まで

場所：東海村役場 庁舎3階庁議室

No.	案 件 名	担当課	ページ
1	待機児童の早期解消に向けた緊急対策について	子育て支援課	1
2	ふるさと納税返礼品「自慢の一品」を送ります	企画経営課 産業政策課	2
3	コンビニ交付サービス開始について	住民課	3
4	天皇陛下御即位記念 第74回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体2019 ホッケー競技会の開催について	国体・スポーツ推進課	4
5	令和元年度 アイダホフォールズ市一般訪問団の受け入れ について	秘書広報課	5
イ ベ ン ト			
6	「東海村原子力安全フォーラム」 …JCO臨界事故を教訓として、ともに考える…	防災原子力安全課	6
7	「令和元年度 東海村合同就職説明会・面接会」の開催 について	産業政策課	7
8	「第25回 東海I～M0のまつり」の開催について	産業政策課	8
9	東海村文化祭2019・第36回やったん祭 開催について	生涯学習課	9
10	スポーツと芸術の融合！ 「スポーツ造形展」，「リボン・アートボール展」開催 について	生涯学習課	10
11	（公財）東海村文化・スポーツ振興財団アウトリーチ事業 芸術文化出前講座「お楽しみ体験授業」について	生涯学習課	11-13
議 案 等			
12	令和元年 第3回東海村議会定例会提出議案概要	総務課	14-28
13	令和元年度9月補正予算案概要（一般会計）	企画経営課	29



待機児童の早期解消に向けた緊急対策

ー『まち・ひと・しごと創生総合戦略』の推進に向けた政策パッケージー

債務負担行為事項	期 間	限度額
保育施設賃借	令和元年度から令和12年度まで	456,390千円

緊急対策を進める背景とねらい

- 『村立保育所、幼稚園等に関する再編整備基本計画』の策定から1年が経過
 - ・平成31年度(令和元年度)の村立幼稚園の園児数が285人まで減少。
 - ▶3年間で100人減少。ピーク時からの減少率は50%を超え、保育所(民間)とは対照的。
 - ・平成31年4月1日時点の待機児童は9人。1歳児・2歳児に集中。
 - ▶入所待ち児童(入所保留者)は84人。ここ数年、全体の76%は0歳児～2歳児。
 - ・平成31年度の1歳児は300人を割り込み297人に
 - ▶6歳児(現在の年長児)の371人をピークに年齢が低くなるにつれ人口減少・少子化へ。
 - ・「無償化後、3～5歳児になったら子どもを預けて働きに出る」と答えた保護者が37.8%
 - ▶『第二期子ども・子育て支援事業計画』の策定に先立ち、アンケート調査を実施。
 - ▶0～2歳児のうちから子どもを預けて働きに出るーと答えた保護者も24.2%
- 再編整備基本計画の方向性と現状との乖離が浮き彫りに。
- 本村が直面している課題を直視し、待機児童の早期解消と将来において必要な保育の量を確保するため、より現実的な緊急対策に取り組む。

待機児童ゼロ
を早く実現して
ください

新しい仕事が決ま
っていたけど保育所
に入れなかったので
断りました

「政策パッケージ」による新規事業(令和元年度)

- ▶「保育士等緊急雇用対策事業」として新設した3つの助成制度で保育士の処遇改善・確保等を図る。
- ▶民設民営の小規模保育施設(定員19人)を整備(令和2年4月開設)

緊急対策とその後の方向性

- ▶まずは…令和2年度当初に保育定員の拡大を図るため、「政策パッケージ」第二段として公設公営による期間を限定した臨時的新保育所を整備。

新保育所の開設によって新たに93人分の受け入れ枠を確保

- ▶その後…幼児教育に適した環境を明確化させるとともに、村立幼稚園の適正規模を示した上で、経過措置を経て段階的に施設の集約化(統廃合)を進めことを念頭に置きながら再編整備基本計画の見直しを行う。

新保育所の整備概要

- ①設置者・運営形態：東海村(公設公営)
- ②設置方法：リース方式(10年間の賃借を予定)
- ③設置場所：東海村役場敷地内(光と風の広場)
- ④施設構造：軽量鉄骨造平屋建て(延床面積：約850㎡)
- ⑤定員：定員93人(0～2歳児：各12人、3～5歳児：各19人)
- ⑥職員数：17人程度
- ⑦スケジュール：R元.9月末 契約 R元.12月 着工
R2.3月末 建物竣工 R2年度当初供用開始(5/1)
(予定)

概算事業費

《賃借料》 4,564万円/年

※令和元年第1回臨時会(8/20)で長期債務負担行為を設定

《賃借対象外工事費》約400万円(初年度経費)

《維持管理費》約3,000万円/年(他公立保育所実績額。職員人件費を除く)

ふるさと納税返礼品『自慢の一品』を送ります!!

『今は都会に住んでいても、自分を育ててくれたふるさとに、自分の意思で、いくらかでも寄附できる制度があっても良いのではないか』そんな問題提起から始まり、数多くの議論や検討を経て生まれたのが「ふるさと納税制度」です。

「愛着を感じるふるさとへの寄附」や「本村特産品のPR」など、郷土愛の醸成と東海村の魅力を全国に発信することを目的とし、10月から返礼品を伴うふるさと納税の受入を開始します。

●受入開始時期

2019年10月11日(予定)

●返礼品のラインナップ

▽東海村特産『さつまいも』関連の返礼品が充実!

焼いもに適したさつまいも(紅はるか及び紅あずま)や「日本有数の産地」である『ほしいも』が充実(甘さが特徴の紅はるかの平干しの他、希少な丸干しも)。ほしいもを使用したお菓子・せんべい・アイスやいも焼酎、村人気キャラクター「イモゾー」グッズ等

▽こだわりの農産物や村の人気店の商品も!

有機肥料・無農薬野菜の定期便、特別栽培米等の農産物、希少品種のぶどうやいちご等の果物、村の人気店のお菓子など

▽村にお越しいただいた方に提供する体験型サービスなど

村内人気飲食店のお食事券、乗馬体験や果物狩り体験

※返礼品については現在調整中であり、今後増える見込みです。





コンビニ交付サービス開始について

現在本村では、住民票の写しや印鑑登録証明書等の各種証明書の交付には、役場庁舎窓口をはじめ、郵送での請求や J R 東海駅西口の住民ポストを利用する方法等を設けています。

しかしながら、転入転出や証明書を求める方の多い繁忙期（3～5月）等には、例年窓口が混雑し、手続きに時間を要しています。また、郵送等の方法でも手元に届くまで数日掛かることから、迅速かつ簡単な手続きによる証明書交付が必要です。

このような背景を踏まえ、本村におきましても、村内をはじめ全国のコンビニエンスストア内に設置されたマルチコピー機等でマイナンバーカードを活用して、各種証明書の交付を受けることができる「コンビニ交付サービス」を導入し、住民の利便性向上を図ります。

導入により、住民がより身近な場所や役場閉庁時においても必要な証明書を取得できるとともに、証明書発行時間の短縮を実現することができます。

【事業概要】

いつでも

午前 6 時 3 0 分から午後 1 1 時まで
土曜・日曜・祝日も交付を受けられる。
(年末年始 1 2 月 2 9 日～翌年 1 月 3 日を除きます。)

どこでも

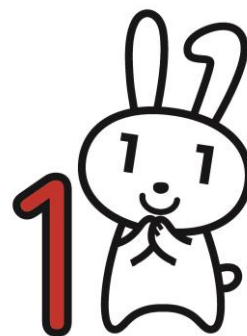
全国の約 5 5, 0 0 0 店舗で交付を受けられる。

すぐに

店舗内に設置されたマルチコピー機等で、待ち時間無く交付を受けられる。

いつから

令和元年 1 1 月 2 5 日（月）運用開始予定



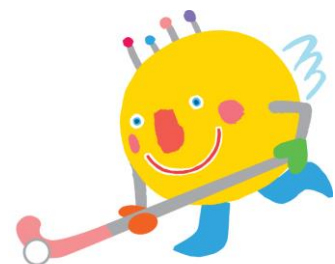


天皇陛下御即位記念 第74回国民体育大会 いきいき茨城ゆめ国体2019ホッケー競技会の開催について

天皇陛下御即位記念を冠し、第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体2019のホッケー競技会が、下記のとおり開催されます。

45年ぶりとなる茨城県での国体開催であり、全種別において茨城県代表チームが出場します。地元東海村出身の選手も数多く出場予定ですので、皆様ぜひお越しください。

- 開催期間 令和元年9月29日(日)から10月3日(木)まで
- 組合せ 令和元年9月7日(土)の組合せ抽選会で決定後、村公式HPでお知らせします。
- 競技会場 阿漕ヶ浦公園ホッケー場
県立東海高等学校多目的グラウンド
- 参加チーム 4種別合計40チーム(成年男女、少年男女各10チーム)
1チームあたり14人×40チーム=560人
- 来場見込数 延べ15,000人想定(5日間、2会場合計)
- アクセス 別紙資料参照
- その他 いきいき茨城ゆめ国体並びにいきいき茨城ゆめ大会の期間中、JR東海駅がシャトルバスの乗降場所となるほか、総合開閉会式等の会場となる笠松運動公園周辺では交通規制が行われるなど、村内主要道路の混雑が予想されます。円滑な大会運営のため、ご理解、ご協力の程よろしくをお願いいたします。



いばラッキー



アイダホフォールズ市一般訪問団の受入について

本村は、昭和 56 年に米国アイダホフォールズ市と国際親善姉妹都市の盟約を結んで以来、一般訪問団及び学生訪問団の派遣・受入をそれぞれ隔年で実施し、一般及び学生合わせて 1,000 人以上が相互に訪問をしてまいりました。

令和元年度は、下記の日程で、アイダホフォールズ市から一般訪問団（夫婦 8 組，男性 2 人，女性 2 人）が来村します。お互いの交流を通して、両市村の親睦を深めるとともに、住民の国際的な視野の拡大や異文化への理解を深めるための機会となっています。

1 期 間 令和元年 10 月 31 日（木）～11 月 9 日（土）（10 日間）

2 訪 問 団 夫婦 8 組，男性 2 人，女性 2 人の計 20 人

3 行 程 下表参照

10/31（木）	東海村来村
11/1（金）	村長・議会表敬訪問，歓迎会
11/2（土）・11/3（日）	ホームステイ（ファミリーデー）
11/4（月）	文化祭見学
11/5（火）・11/6（水）	県外視察（東京，川越方面）
11/7（木）	料理教室，芋ほり体験
11/8（金）	送別会
11/9（土）	帰国

4 そ の 他 前回（平成 29 年度）の様子は，東海村姉妹都市交流協議会ホームページでご覧いただけます。





「東海村原子力安全フォーラム」

… JCO臨界事故を教訓として、ともに考える …

1 趣旨

東海村にとって、未曾有の大きな災難であった JCO臨界事故から早 20 年が経過しようとしている。また、8 年前の福島第一原子力発電所事故の影響は本村にも及び、被災地では今も懸命の復旧・復興活動が続けられている。しかしながら、原子力事業所・施設での事故等は繰り返される状況にあり、原子力利用における安全最優先の精神と、数々の取り組みや努力は、令和元年の今日となっても、国民の理解および信頼を得るまでには至っていない。

これらの現状を踏まえ、世界有数の原子力研究開発施設が集積する地域の特徴を有している東海村としては、原子力分野の関係機関・関係者等が一堂に会し、貴重な知見・情報等に接し考えることを通して、安全文化の醸成と防災思想の徹底を発信し、将来にしっかりと教訓を引き継ぐことで、原子力においては“安全が何よりも優先する”という原点を一層深く浸透・追求していくこととする。

2 日時

令和元年 9 月 7 日(土) 午後 1 時～4 時 30 分 (受け付け開始・開場：正午)

3 会場

東海文化センター(ホール)

・駐車場：JAEA 本部駐車場(東海駅東口徒歩 6 分、会場までシャトルバス運行)

※東海文化センター前駐車場の一部は、来賓用として使用するため、駐車台数に限りあり。

4 出席者数(最大)

- ・一般参加者 500 人(事前申し込み制。残席がある場合、申し込みがない方の入場も可。)
- ・来賓・関係者 300 人

5 開催形式

講演会形式

6 講師(演題未定)

- ① 村上 達也 氏(前東海村長)
- ② 田中 俊一 氏(飯舘村復興アドバイザー／前原子力規制委員会委員長)
- ③ 福島 浩彦 氏(中央学院大学教授／元消費者庁長官／元我孫子市長)
- ④ 桐嶋 健二 氏(株式会社ジェー・シー・オー代表取締役社長)

7 内容(予定)

- ① 開会
- ② 事故概要映写
- ③ 村長・来賓あいさつ
- ④ 講演
- ⑤ 閉会 ※閉会後に村長による報道機関取材対応を予定。

※8 月下旬に第 2 回目のプレスリリースを予定しています。



「令和元年度 東海村合同就職説明会・面接会」の 開催について

村と東海村商工会および原子力人材育成・確保協議会では、村内で仕事を探している方（高校生は除きます）と、村内に事業所がある企業とのマッチングを目的に「東海村合同就職説明会・面接会」を開催します。

複数の企業の採用担当者と直接話ができる機会ですので、村内で仕事を探している方だけでなく、今後の参考としたい方も、この機会にぜひご参加ください。

- 【日 時】令和元年 9 月 5 日（木曜日）13 時 30 分～16 時（受付開始 13 時）
- 【会 場】東海村産業・情報プラザ「アイヴィル（ivil）」
（東海村舟石川駅東三丁目 1 番 1 号 TEL：029-306-1155）
- 【参加予定企業】村内に事業所がある企業 24 社（予定）
- 【内 容】・企業紹介（13 時 30 分～14 時）
・就職説明会・面接会（14 時～16 時）
※参加企業等につきましては、村 HP をご確認ください。
- 【主 催】東海村，東海村商工会，原子力人材育成・確保協議会
- 【共 催】ハローワーク水戸

■参 考（平成 30 年度の実績）

- 【期 日】第 1 回 平成 30 年 9 月 6 日、第 2 回 平成 31 年 2 月 9 日
- 【参加企業】第 1 回 27 社、第 2 回 27 社
- 【参 加 者】第 1 回 50 名、第 2 回 32 名

【会場の様子】





『第25回 東海1～MOのまつり』の開催について

東海村の特産品である『さつまいも』をテーマにした、県内唯一の『さつまいも』のお祭りです。「いも掘り探検隊」や「ジャンジャンどり」、「珍しいもコンテスト」など一風変わったイベントや、さつまいも料理も堪能できます。

ステージでは「最新の仮面ライダーショー」が繰り広げられるなど、お子様にもお楽しみいただけるプログラムが実施されるほか、ガラポン抽選会や大抽選会等、豪華賞品をお土産に持ち帰るチャンスもございます。

多くの方のご来場をお待ちしております。

- 期 日 ■ 令和元年11月23日（土・祝）
- 時 間 ■ 9時00分から16時00分まで
- 場 所 ■ 東海文化センター・JA常陸東海支店の周辺





芸術の秋，スポーツの秋，食欲の秋…。秋は様々なイベントがありますね。東海村では今年も文化祭・やったん祭を開催します！皆さまぜひご来場ください。

東海村文化祭2019

東海村文化祭は，村民の文化活動を振興し，地域文化の向上や発展を目的として文化祭実行委員会が毎年開催しています。

今年の文化祭では，村民の皆さんの日頃の文化・芸術活動の成果をご覧いただけるほか，昨年からは開始された各ブースの体験コーナーがレベルアップ！スタンプラリーによる抽選会やアトラクション等，老若男女問わず楽しめます！

この機会にご家族やご友人を誘って，芸術の秋に触れてみませんか？

◆開催日：

10 月 25 日（金）小中学校音楽祭

11 月 2 日（土）～4 日（月・祝）

ステージ発表・作品展示，バザー，お米・野菜・果物販売，飲食コーナー等

◆場所：文化センター，総合体育館，図書館 他



特別アトラクションとして

書道パフォーマンス甲子園 2 年連続出場

「水戸葵陵高校書道部による書道パフォーマンス」

社会人落語日本一

「二松亭ちゃん平さんの特別寄席」が行われます。

皆様お楽しみに♪



第36回東海やったん祭

東海やったん祭は，東海村青年会によって，「子どもたちのための手作りのお祭りをやろう！」という掛け声のもと立ち上がり，今年で 36 回目を迎えます。現在は青少年関係団体で組織された実行委員会が主催です。村内の中学生や高校生による運営ボランティアがメインイベントの企画や運営，当日の開会式や閉会式の進行などを行っています。当日は，温かいご飯やおいしいお菓子が並ぶ「バザール広場」，スタンプラリー形式で工作やゲームなどに挑戦する「チャレンジ広場」があります。お祭りの最後には，東海村おすすめセレクションなどが当たる抽選会も行われます。

◆日時：令和元年 11 月 3 日（日）

午前 10 時（開会式）～午後 3 時

◆場所：東海南中学校グラウンド及び体育館（予定）



～国体関連企画 スポーツとアートの融合を図る展覧会～

＼茨城から全国へ発信するアート・ムーブメントが東海村にやってくる！／

リボーン・アートボール展 in TOKAI

捨てられる運命にあるボールに、色をぬったり絵を描いたりして新しい命を吹き込むリボーン(Reborn:再生する)・アートボール・プロジェクト。展示の他、ワークショップやペイントコーナーなど実際に制作する機会も設け、スポーツからアートへのパスを体感します。東海村ならではの、ホッケーボールを用いたリボーン・アートボールも予定しています！



○会期：9月1日(日)～9月21日(土)

午前10時～午後7時(最終日は午後1時)

○会場：東海駅コミュニティ施設 ギャラリーB

○ワークショップ

9月1日(日) 午後2時～ 東海文化センター

9月8日(日) 午後2時～ 中央公民館

＼着色された彫刻×墨いろの書道 スポーツをテーマにした異色のコラボ／

スポーツを造形する



選手の動き、使用する用具など競技種目の視覚的特性を捉え、ワンシーンユニークに表現する彫刻家 稲葉朗さん(二科会)。着色された具象彫刻に対し、東海村の書家5名が“スポーツ”から想起するイメージを墨書で表現します。立体と平面の対比や、6人6様のスポーツの表現をご堪能ください。

○会期：9月22日(日)～10月5日(土)

午前10時～午後7時(最終日は午後1時)

○会場：東海駅コミュニティ施設 ギャラリーA



(公財) 東海村文化・スポーツ振興財団アウトリーチ事業

芸術文化出前講座「お楽しみ体験授業」について

1. 概要

感受性豊かな子どもたちが、芸術文化に「観る・聴く・触れる」ことは子どもたちの感情や情緒を育み、創造的、個性的な心の動きを豊かにすることから、さまざまな本物の芸術を幼少期に体験することは重要であると考えます。

そこで、平成 25 年度から、鑑賞だけではなくより芸術文化に興味を持ってもらうことを目的に「全員が体験できる」要素を取り入れた芸術文化プログラム（ワークショップ）を、学校に出向いて実施する「アウトリーチ型の事業」を実施しています。

この事業を通して、子どもたちの健全育成に寄与するとともに、一人でも多くの子どもたちが将来的に芸術文化の分野に興味を持ち続けることを期待しています。

2. お楽しみ体験授業のしくみ

- (1) 東海文化センター指定管理者である、(公財) 東海村文化・スポーツ振興財団は、小学校 3 年生が実際に楽しめる・体験できると思われる企画の情報収集及び選定を行います。
- (2) 学校側に企画内容の提案を行い、学校側の希望するプログラム及び開催日を出演者側と調整して実施しています。今年度は保護者の見学も予定しています。

3. 今年度の実施内容

期日	学校	内容
日程調整中	村松小学校	日本最高のパントマイム集団「SOUKI」メンバーによるパントマイム体験ワークショップ
7 月 16 日(火) ※実施済み	照沼小学校	日本最高のパントマイム集団「SOUKI」メンバーによるパントマイム体験ワークショップ
9 月 27 日(金)	石神小学校	日本最高のパントマイム集団「SOUKI」メンバーによるパントマイム体験ワークショップ
11 月 6 日(水)	中丸小学校	14 世紀より伝わる最古の狂言流派「大藏流」による狂言体験ワークショップ
11 月 15 日(金)	白方小学校	伝説のダンサー ホリエハルキ、KO-TANG(コータン)によるダンス体験ワークショップ
12 月 13 日(金)	舟石川小学校	日本最高のパントマイム集団「SOUKI」メンバーによるパントマイム体験ワークショップ

※対象学年 村内小学 3 年生 各 6 校 412 名 ※照沼小のみ 4 年生参加

本事業の問合せ先：(公財) 東海村文化・スポーツ振興財団 担当：佐藤・河野
(電話 029-282-8511)

(参考) これまでの活動実績

年度	学校名	演目	人数
25年度	照沼小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	38名
	石神小学校	パントマイム体験ワークショップ	58名
	舟石川小学校	イメージドラマを遊ぶ	95名
	白方小学校	イメージドラマを遊ぶ	101名
	中丸小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	78名
	村松小学校	オペラ歌手による発声と歌の体験ワークショップ	55名
26年度	照沼小学校	パントマイム体験ワークショップ	41名
	石神小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	55名
	舟石川小学校	B・Bモフランのアフリカンリズム体験ワークショップ	90名
	白方小学校	パントマイム体験ワークショップ	103名
	中丸小学校	B・Bモフランのアフリカンリズム体験ワークショップ	90名
	村松小学校	オペラ歌手による発声と歌の体験ワークショップ	49名
27年度	照沼小学校	オペラ歌手による発声と歌の体験ワークショップ	35名
	石神小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	35名
	舟石川小学校	B・Bモフランのアフリカンリズム体験ワークショップ	95名
	白方小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	93名
	中丸小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	111名
	村松小学校	パントマイム体験ワークショップ	57名
28年度	照沼小学校	パントマイム体験ワークショップ	32名
	石神小学校	パントマイム体験ワークショップ	41名
	舟石川小学校	パントマイム体験ワークショップ	84名
	白方小学校	ヒップホップダンス体験ワークショップ	94名
	中丸小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	111名
	村松小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	45名
29年度	照沼小学校	ヒップホップダンス体験ワークショップ	27名
	石神小学校	パントマイム体験ワークショップ	42名
	舟石川小学校	ヒップホップダンス体験ワークショップ	99名
	白方小学校	ヒップホップダンス体験ワークショップ	96名
	中丸小学校	B・Bモフランのアフリカンリズム体験ワークショップ	99名
	村松小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	53名
30年度	照沼小学校	ボディパーカッション体験ワークショップ	23名
	石神小学校	パントマイム体験ワークショップ	39名
	舟石川小学校	パントマイム体験ワークショップ	101名
	白方小学校	ヒップホップダンス体験ワークショップ	105名
	中丸小学校	パントマイム体験ワークショップ	95名
	村松小学校	パントマイム体験ワークショップ	50名

(参考画像)

【ボディパーカッション体験ワークショップ】



【パントマイム体験ワークショップ】



【ヒップホップダンス体験ワークショップ】



令和元年第3回東海村議会定例会提出議案概要

令和元年8月28日

議案番号	議 案 名	説 明
報告第8号	寄附の受け入れについて	東興機械工業株式会社 代表取締役 相澤 祐一 氏から青少年育成のための事業への寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。 1 寄 附 者 東興機械工業株式会社 代表取締役 相澤 祐一 2 寄 附 金 額 1, 0 0 0, 0 0 0 円 3 寄附年月日 令和元年5月31日
報告第9号	寄附の受け入れについて	株式会社鈴木ハーブ研究所 代表取締役 鈴木 さちよ 氏から地球環境教育のための寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。 1 寄 附 者 株式会社鈴木ハーブ研究所 代表取締役 鈴木 さちよ 2 寄 附 品 名 書籍 20冊 3 寄附年月日 令和元年7月3日
報告第10号	寄附の受け入れについて	宮本 茂 氏から歴史を学びたい人に広く活用してもらうための寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。 1 寄 附 者 宮本 茂 2 寄 附 品 名 石神小野崎氏関連書籍 130点 3 寄附年月日 平成31年3月13日
報告第11号	寄附の受け入れについて	茂木 雅博 氏から歴史を学びたい人に広く活用してもらうための寄附の申出があり、これを受け入れましたので、議会に報告するものであります。 1 寄 附 者 茂木 雅博 2 寄 附 品 名 村内遺跡写真フィルム等 5, 945点 3 寄附年月日 令和元年8月6日

報告第 12 号	平成 3 0 年度東海村一般会計継続費精算報告について	平成 30 年度東海村一般会計継続費精算報告書は、病児保育施設建設工事設計業務及び（仮称）歴史と未来の交流館建設工事実施設計業務において、継続年度が終了しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。
報告第 13 号	平成 3 0 年度健全化判断比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度の健全化判断比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。 平成 30 年度決算をもとに健全化判断比率を算定したところ、いずれの指標についても早期健全化基準を下回っております。
報告第 14 号	平成 3 0 年度資金不足比率の報告について	地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 1 項の規定により、平成 30 年度の資金不足比率について、監査委員の意見を付けて議会に報告するものであります。 公営企業を含む特別会計における資金不足比率については、平成 30 年度決算で資金不足を生じた特別会計はありません。
報告第 15 号	平成 3 0 年度公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団決算等の報告について	公益財団法人東海村文化・スポーツ振興財団から平成 30 年度の決算等の報告がありましたので、地方自治法第 243 条の 3 第 2 項の規定により、議会に報告するものであります。 1 財産目録 (1) 資産合計 1 7 2, 0 5 9, 9 8 4 円 (2) 負債合計 5 7, 8 5 4, 4 9 0 円 (3) 正味財産 1 1 4, 2 0 5, 4 9 4 円 2 事業報告 (1) 平成 30 年度文化自主事業報告 『森昌子コンサート』 外 13 件 (2) 平成 30 年度ギャラリー自主事業報告 芸大・茨大・筑波大卒業修了制作選抜展 2 0 1 8 外 10 件

		(3) 平成 30 年度スポーツ自主事業報告 チャレンジスクール「弓道の部」 外 12 件
議案第 51 号	東海村印鑑条例の一部を改正する条例の制定について	印鑑登録原票等への旧氏の記載及び性別記載の削除並びにコンビニエンスストアにおけるマイナンバーカードを使用した印鑑登録証明書交付サービスを新たに行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 52 号	東海村手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	適正な受益者負担とするため、手数料の額の改定を行うほか、手数料の種類を整理するため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 53 号	東海村行政財産の使用料徴収条例の一部を改正する条例の制定について	行政財産の使用料の算定規定と消費税及び地方消費税に相当する額の加算規定を整理し、使用料への加算金に下水道使用料を加えるなどの明確化を図り、加えて用語等の所要の見直しを行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 54 号	東海村立幼稚園保育料等徴収条例の一部を改正する条例の制定について	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令の施行に伴い、公立幼稚園の保育料の変更に伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 55 号	東海村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	子ども・子育て支援法の一部を改正する法律並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令の施行に伴い、食事の提供に要する費用の取り扱いの変更、略称の変更や条項ずれに伴う所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 56 号	東海村家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令の施行に伴い、保育所等における准看護師の配置又は保育士の配置に係る特例、避難用の屋内階段に係る規制の合理化、事業所内保育事業に係る連携施設に関する特例、食事の提供に係る基準の緩和等に関する所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 57 号	東海村放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、放課後児童支援員認定資格研修の実施主体を改めるため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 58 号	東海村災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	災害弔慰金の支給等に関する法律及び災害弔慰金の支給等に関する法律施行令の一部改正に伴い、災害援護資金の償還金の報告等に関する規定を追加し、及び災害弔慰金等の支給審査委員会を新たに設置するほか、所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 59 号	東海村消防団員の定員, 任免, 給与, 服務等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、成年被後見人及び被保佐人に係る欠格条項を削るほか、その他所要の改正を行うため、条例の一部を改正するものであります。
議案第 60 号	東海村水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について	水道法の一部を改正する法律による指定給水装置工事事業者の指定に係る更新制の導入に伴う手数料の創設及びこれに伴う所要の整理並びに水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令による水道法施行令の一部改正に伴う条項移動による見直し並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律, 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律, 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による消費税率及び地方消費税率の引上げに伴う水道料金の引上げを行うため、条例の一部を改正するものであります。

議案第 61 号	消費税率及び地方消費税率の改定に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について	社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律による消費税の引上げ並びに社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律及び社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律による地方消費税率の引上げに伴い、水道加入分担金、水道加入特別負担金及び下水道使用料の引き上げを行うため、関係条例の一部を改正するものであります。 第 1 条 東海村水道加入分担金徴収条例の一部改正 第 2 条 東海村水道加入特別負担金徴収条例の一部改正 第 3 条 東海村下水道条例の一部改正																		
議案第 62 号	令和元年度東海村一般会計補正予算（第 4 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 6 1 9， 4 8 8 千円を追加し、予算総額を 1 9， 7 2 9， 4 3 5 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、幼児教育・保育無償化及び平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 <table><tr><td>（1）村税</td><td>△ 7 5 千円</td></tr><tr><td>（2）分担金及び負担金</td><td>△ 4 5， 1 7 4 千円</td></tr><tr><td>（3）使用料及び手数料</td><td>△ 1 6， 9 0 7 千円</td></tr><tr><td>（4）国庫支出金</td><td>6 2， 4 3 5 千円</td></tr><tr><td>（5）県支出金</td><td>4 5， 5 9 2 千円</td></tr><tr><td>（6）寄附金</td><td>1， 0 0 0 千円</td></tr><tr><td>（7）繰入金</td><td>2 8 0， 1 9 2 千円</td></tr><tr><td>（8）繰越金</td><td>2 9 0， 2 9 5 千円</td></tr><tr><td>（9）諸収入</td><td>2， 1 3 0 千円</td></tr></table>	（1）村税	△ 7 5 千円	（2）分担金及び負担金	△ 4 5， 1 7 4 千円	（3）使用料及び手数料	△ 1 6， 9 0 7 千円	（4）国庫支出金	6 2， 4 3 5 千円	（5）県支出金	4 5， 5 9 2 千円	（6）寄附金	1， 0 0 0 千円	（7）繰入金	2 8 0， 1 9 2 千円	（8）繰越金	2 9 0， 2 9 5 千円	（9）諸収入	2， 1 3 0 千円
（1）村税	△ 7 5 千円																			
（2）分担金及び負担金	△ 4 5， 1 7 4 千円																			
（3）使用料及び手数料	△ 1 6， 9 0 7 千円																			
（4）国庫支出金	6 2， 4 3 5 千円																			
（5）県支出金	4 5， 5 9 2 千円																			
（6）寄附金	1， 0 0 0 千円																			
（7）繰入金	2 8 0， 1 9 2 千円																			
（8）繰越金	2 9 0， 2 9 5 千円																			
（9）諸収入	2， 1 3 0 千円																			

		2 歳出 (1) 議会費 8 4 5 千円 (2) 総務費 △ 6, 3 2 3 千円 (3) 民生費 4 5, 4 6 5 千円 (4) 衛生費 △ 5, 3 4 8 千円 (5) 農林水産業費 5, 5 3 3 千円 (6) 商工費 5, 9 5 3 千円 (7) 土木費 3 5 0, 1 1 8 千円 (8) 教育費 7 8, 0 9 7 千円 (9) 諸支出金 1 4 5, 1 4 8 千円 (10) 予備費 0 千円
議案第 63 号	令和元年度東海村国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額から歳入歳出それぞれ 5 5, 9 2 3 千円を減額し、予算総額を 3, 0 8 9, 6 0 9 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、平成 30 年度実質収支及び国民健康保険事業費納付金の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 (1) 国民健康保険税 △ 7 8, 0 0 0 千円 (2) 繰越金 2 0, 5 9 4 千円 (3) 諸収入 1, 4 8 3 千円 2 歳出 (1) 総務費 2, 5 1 8 千円 (2) 保険給付費 2, 1 0 2 千円 (3) 国民健康保険事業費納付金 △ 6 4, 7 1 0 千円 (4) 予備費 4, 1 6 7 千円

議案第 64 号	令和元年度東海村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 5, 4 1 9 千円を追加し、予算総額を 4 6 1, 3 0 2 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 5, 4 1 9 千円 2 歳出 諸支出金 5, 4 1 9 千円
議案第 65 号	令和元年度東海村介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	（保険事業勘定） 予算総額に歳入歳出それぞれ 2 3 3, 0 6 3 千円を追加し、予算総額を 2, 7 6 4, 6 4 1 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、平成 30 年度精算として介護給付費準備基金への積立金のほか、平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 （1）支払基金交付金 7, 9 1 1 千円 （2）繰入金 1, 8 2 4 千円 （3）繰越金 2 2 3, 3 2 8 千円 2 歳出 （1）総務費 1, 8 2 4 千円 （2）基金積立金 1 9 2, 1 4 8 千円 （3）諸支出金 3 9, 0 9 1 千円

		(介護サービス事業勘定) 予算総額に歳入歳出それぞれ 7 3 3 千円を追加し、予算総額を 5, 8 1 6 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 7 3 3 千円 2 歳出 諸支出金 7 3 3 千円
議案第 66 号	令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 1 3, 3 3 2 千円を追加し、予算総額を 1 0 5, 0 3 0 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 1 3, 3 3 2 千円 2 歳出 諸支出金 1 3, 3 3 2 千円
議案第 67 号	令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 6, 5 0 9 千円を追加し、予算総額を 2 0 0, 8 1 9 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 繰越金 6, 5 0 9 千円 2 歳出 諸支出金 6, 5 0 9 千円

議案第 68 号	令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 5, 0 4 5 千円を追加し、予算総額を 1 7, 9 2 9 千円とするものであります。 補正の内容につきましては、平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 （1）繰入金 △ 8 7 9 千円 （2）繰越金 5, 9 2 4 千円 2 歳出 （1）区画整理事業費 △ 8 7 9 千円 （2）諸支出金 5, 9 2 4 千円
議案第 69 号	令和元年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計補正予算（第 1 号）	予算総額に歳入歳出それぞれ 2 2 2, 2 2 4 千円を追加し、予算総額を 9 1 6, 8 1 8 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、整地工事に係る経費等のほか、平成 30 年度実質収支の確定に伴い、必要な予算措置を講じるものであります。 1 歳入 （1）繰入金 1 9 9, 4 6 3 千円 （2）繰越金 2 2, 7 6 1 千円 2 歳出 （1）区画整理事業費 1 9 9, 4 6 3 千円 （2）諸支出金 2 2, 7 6 1 千円
議案第 70 号	令和元年度東海村下水道事業会計補正予算（第 1 号）	収益的収入及び支出額にそれぞれ 2 5, 1 1 2 千円を追加し、収益的収入及び支出額を 1, 1 3 5, 6 5 8 千円とし、資本的収入及び支出額にそれぞれ 1 2 7, 8 9 6 千円を追加し、資本的収入及び支出額を 1, 0 7 2, 2 1 7 千円とするものであります。 補正の主な内容につきましては、国道 2 4 5 号線拡幅工事に伴う下水道管路移設工事費の追加のため、必要な予算措置を講じるものであります。

		1 収益的収入及び支出 (1) 収入 汚水事業収益 23,772千円 雨水事業収益 1,340千円 (2) 支出 汚水事業費用 23,772千円 雨水事業費用 1,340千円 2 資本的収入及び支出 (1) 収入 汚水事業資本的収入 127,896千円 (2) 支出 汚水事業資本的支出 127,896千円
議案第 71 号	平成 30 年度東海村水道事業会計利益の処分について	地方公営企業法第 32 条第 2 項の規定により、平成 30 年度剰余金処分計算書のとおり、利益の処分について議決を求めるものであります。 (剰余金の処分) 年度末残高 676,255,604円 処分額 320,411,215円 処分後残高 355,844,389円
議案第 72 号	ひたちなか・東海広域事務組合規約の変更に関する関係地方公共団体の協議について	ひたちなか・東海広域事務組合が行う常陸那珂公共下水道事業に地方公営企業法を適用するに当たり、同法第 2 条第 3 項及び地方公営企業法施行令第 1 条第 2 項の規定により、ひたちなか・東海広域事務組合規約に同法第 2 条第 2 項の財務規定等を適用する規定を加える必要が生じたため、地方自治法第 290 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

認定第 1 号	平成 3 0 年度東海村一般会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 1 9, 0 4 1, 3 3 7, 6 9 0 円 ・歳出総額 1 8, 3 9 8, 7 2 5, 0 8 5 円 (特別会計への繰入金: 2, 4 4 6, 5 8 5, 2 5 7 円) ・差引額 6 4 2, 6 1 2, 6 0 5 円 ・翌年度繰越財源 1 5 2, 3 1 7, 0 4 0 円 ・実質収支額 4 9 0, 2 9 5, 5 6 5 円
認定第 2 号	平成 3 0 年度東海村国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 3, 1 5 3, 6 5 5, 9 8 0 円 (一般会計からの繰入金: 2 9 5, 0 0 0, 0 0 0 円) ・歳出総額 3, 1 3 3, 0 5 9, 2 0 4 円 ・差引額 2 0, 5 9 6, 7 7 6 円 ・実質収支額 2 0, 5 9 6, 7 7 6 円
認定第 3 号	平成 3 0 年度東海村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 4 4 1, 0 5 3, 1 1 8 円 (一般会計からの繰入金: 6 5, 6 2 1, 2 5 7 円) ・歳出総額 4 3 5, 6 3 3, 2 4 0 円 ・差引額 5, 4 1 9, 8 7 8 円 ・実質収支額 5, 4 1 9, 8 7 8 円
認定第 4 号	平成 3 0 年度東海村介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について	(保険事業勘定) ・歳入総額 2, 7 4 8, 4 5 4, 6 4 4 円 (一般会計からの繰入金: 3 9 1, 8 6 1, 0 0 0 円) ・歳出総額 2, 5 2 5, 1 2 5, 1 5 0 円 ・差引額 2 2 3, 3 2 9, 4 9 4 円 ・実質収支額 2 2 3, 3 2 9, 4 9 4 円

		(介護サービス事業勘定) ・歳入総額 4, 7 0 2, 6 8 0 円 ・歳出総額 3, 9 6 8, 9 6 0 円 ・差引額 7 3 3, 7 2 0 円 ・実質収支額 7 3 3, 7 2 0 円
認定第 5 号	平成 3 0 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西土地 区画整理事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て	・歳入総額 1 9 6, 9 9 9, 7 8 3 円 (一般会計からの繰入金：1 0 8, 3 1 8, 0 0 0 円) ・歳出総額 1 5 2, 9 7 6, 9 5 3 円 ・差引額 4 4, 0 2 2, 8 3 0 円 ・翌年度繰越財源 3 0, 6 9 0, 0 0 0 円 ・実質収支額 1 3, 3 3 2, 8 3 0 円
認定第 6 号	平成 3 0 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅東土地 区画整理事業特別会計歳 入歳出決算の認定につい て	・歳入総額 1 8 1, 2 9 9, 8 1 1 円 (一般会計からの繰入金：1 4 4, 8 9 3, 0 0 0 円) ・歳出総額 1 7 4, 7 9 0, 2 3 6 円 ・差引額 6, 5 0 9, 5 7 5 円 ・実質収支額 6, 5 0 9, 5 7 5 円
認定第 7 号	平成 3 0 年度水戸・勝田都市計画事業東海駅西第二 土地区画整理事業特別会 計歳入歳出決算の認定に ついて	・歳入総額 5 3, 0 2 9, 4 5 7 円 (一般会計からの繰入金： 2 3, 0 2 4, 0 0 0 円) ・歳出総額 4 7, 1 0 4, 5 7 2 円 ・差引額 5, 9 2 4, 8 8 5 円 ・実質収支額 5, 9 2 4, 8 8 5 円

認定第 8 号	平成 3 0 年度水戸・勝田都市計画事業東海中央土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 1, 0 2 3, 1 0 1, 3 0 1 円 (一般会計からの繰入金：7 1 0, 0 6 0, 0 0 0 円) ・歳出総額 7 9 0, 6 2 3, 2 1 3 円 ・差引額 2 3 2, 4 7 8, 0 8 8 円 ・翌年度繰越財源 2 0 9, 7 1 7, 0 0 0 円 ・実質収支額 2 2, 7 6 1, 0 8 8 円
認定第 9 号	平成 3 0 年度水戸・勝田都市計画事業東海村公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について	・歳入総額 1, 7 1 8, 2 1 2, 6 8 8 円 (一般会計からの繰入金：7 0 7, 8 1 8, 0 0 0 円) ・歳出総額 1, 5 0 3, 4 4 6, 7 6 2 円 ・差引額 2 1 4, 7 6 5, 9 2 6 円 ・翌年度繰越財源 9 8, 0 0 0 円 ・実質収支額 2 1 4, 6 6 7, 9 2 6 円
認定第 10 号	平成 3 0 年度東海村水道事業会計歳入歳出決算の認定について	(一般会計からの出資金等：1 0 3, 5 9 5, 4 0 0 円) 1・収益的収入 8 6 6, 9 8 3, 5 2 2 円 ・収益的支出 7 7 6, 1 8 0, 5 7 4 円 ・収益的収支 9 0, 8 0 2, 9 4 8 円 2・資本的収入 7 0, 6 2 0, 4 0 0 円 ・資本的支出 4 6 9, 7 1 6, 5 0 5 円 ・資本的収支 △ 3 9 9, 0 9 6, 1 0 5 円
認定第 11 号	平成 3 0 年度東海村病院事業会計歳入歳出決算の認定について	(一般会計からの出資金等：3 7 9, 9 5 0, 0 0 0 円) 1・収益的収入 3 7 5, 2 2 9, 6 3 9 円 ・収益的支出 7 3 8, 9 3 2, 7 6 6 円 ・収益的収支 △ 3 6 3, 7 0 3, 1 2 7 円 2・資本的収入 5 6, 9 7 5, 0 0 0 円 ・資本的支出 1 2 2, 9 1 2, 8 0 5 円 ・資本的収支 △ 6 5, 9 3 7, 8 0 5 円

- ※ 法律関係
- ・ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）
 - ・ 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）
 - ・ 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）
 - ・ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和元年政令第 17 号）
 - ・ 子ども・子育て支援法の一部を改正する法律（令和元年法律第 7 号）
 - ・ 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部を改正する内閣府令（令和元年内閣府令第 8 号）
 - ・ 家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令（平成 27 年厚生労働省令第 63 号，平成 28 年厚生労働省令第 22 号，平成 28 年厚生労働省令第 23 号，平成 30 年厚生労働省令第 65 号及び平成 31 年厚生労働省令第 49 号）
 - ・ 放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年厚生労働省令第 63 号）
 - ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和 48 年法律第 82 号）
 - ・ 災害弔慰金の支給等に関する法律施行令（昭和 48 年政令第 374 号）
 - ・ 成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号）
 - ・ 水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）
 - ・ 水道法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成 31 年政令第 154 号）
 - ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律（平成 24 年法律第 68 号）
 - ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 85 号）
 - ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 69 号）
 - ・ 社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 86 号）

- ・ 地方公営企業法施行令（昭和 27 年政令第 403 号）
- ・ ひたちなか・東海広域事務組合理約（平成 6 年地指令第 1157 号）
- ・ 地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成 19 年法律第 94 号）
- ・ 土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）

なお、今会期中に人事案件 2 件（東海村教育委員会委員の任命，人権擁護委員の候補者の推薦）を追加提出したく準備をしておりますので，よろしくお願いいたします。

令和元年度 9 月補正予算案 参考資料（一般会計）

1. 歳入歳出予算額

(単位：千円)

当初予算額	補正前の額	補正額	補正後の額
19, 045, 000	19, 109, 947	619, 488	19, 729, 435

2. 歳入歳出予算款別総括表

(単位：千円)

歳 入							
款	補正前	補正額	補正後	款	補正前	補正額	補正後
村税	10,784,615	△ 75	10,784,540	議会費	206,677	845	207,522
地方譲与税、交付金等	1,017,834	0	1,017,834	総務費	2,751,849	△ 6,323	2,745,526
分担金及び負担金	167,663	△ 45,174	122,489	民生費	5,390,996	45,465	5,436,461
使用料及び手数料	180,064	△ 16,907	163,157	衛生費	1,943,762	△ 5,348	1,938,414
国庫支出金	3,072,882	62,435	3,135,317	農林水産業費	630,726	5,533	636,259
県支出金	987,462	45,592	1,033,054	商工費	320,954	5,953	326,907
財産収入	38,479	0	38,479	土木費	3,126,289	350,118	3,476,407
繰入金	2,320,829	280,192	2,601,021	消防費	632,949	0	632,949
村債	124,400	0	124,400	教育費	3,364,694	78,097	3,442,791
繰越金、諸収入等	415,719	293,425	709,144	災害復旧費	5	0	5
合計	19,109,947	619,488	19,729,435	公債費	562,835	0	562,835
				諸支出金	134,870	145,148	280,018
				予備費	43,341	0	43,341
				合計	19,109,947	619,488	19,729,435

3. 歳入補正予算の主な内訳 * () 内は補正額

○繰入金【280,192千円】 * 各特別会計の決算確定に伴う繰入金

- ・ 介護保険事業特別会計繰入金 (6,667 千円)
- ・ 後期高齢者医療特別会計繰入金 (5,419 千円)
- ・ 東海駅西土地地区画整理事業特別会計繰入金 (13,332 千円)
- ・ 東海駅東土地地区画整理事業特別会計繰入金 (6,509 千円)
- ・ 東海駅西第二土地地区画整理事業特別会計繰入金 (5,924 千円)
- ・ 東海中央土地地区画整理事業特別会計繰入金 (22,761 千円)
- ・ 財政調整基金繰入金 (219,580 千円) ※歳入歳出調整のため

○繰越金【290,295千円】

- ・ 一般会計前年度繰越金 (290,295 千円)

4. 歳出補正予算の主な内訳

- ・ 小学校職員業務支援委託料（通学路安全調査）(9,889 千円)

県の委託金を受け、教職員の業務負担軽減を目的とした、通学路安全調査の実施及び通学路安全マップの作成をするため増額補正する。

- ・ 施設・設備等修繕料（小学校 2,591 千円）（中学校 4,120 千円）

消防・防火設備保守点検及び自家用電気工作物点検にて指摘を受けた不具合箇所を修繕するため増額補正する。

- ・ 村松小学校プール解体及び駐車場整備工事 (49,830 千円)

プールを解体し、跡地を駐車場として整備するため増額補正する。

- ・ 青少年育成活動備品 (1,236 千円)

青少年活動への寄付を受け、青少年育成活動の備品を購入するため増額補正する。